

ちば興銀UCコーポレート会員規約・使用者規約（会社主債務用）
及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項改定のお知らせ

2018年10月28日をもってちば興銀UCコーポレート会員規約・使用者規約（会社主債務用）及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を改定いたします。規約および同意条項の改定箇所は以下のとおりです。

【下線部は改定部分を示します。】

■ちば興銀UCコーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）

改定前	改定後
<p>第4条（カードの発行と管理）</p> <p>1. 法人会員へのカード発行は、そのカード使用者に対し当社がカードを貸与することによって行います。なお、カードと<u>会員規約</u>は原則としてカード利用単位の管理責任者へ送付します。但し、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従い送付します。</p> <p>2. （略）</p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者には善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。</p> <p>4. カードは、カード表面にお名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者ご本人のみが利用でき、他人に貸与、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。</p> <p>5. 前項に違反してカードが利用された場合、その利用代金等の支払いは法人会員が引受けるものとします。</p>	<p>第4条（カードの発行と管理）</p> <p>1. <u>カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される3桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」と称します。）が表示されています。</u>法人会員へのカード発行は、そのカード使用者に対し当社がカードを貸与することによって行います。<u>また、カード番号は当社が指定のうえ、カード使用者が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。また、</u>カードと本規約は原則としてカード利用単位の管理責任者へ送付します。但し、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従い送付します。</p> <p>2. （略）</p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者には<u>カード及びカード情報</u>を善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。</p> <p>4. カード<u>及びカード情報</u>は、カード表面にお名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者ご本人のみが利用でき、<u>カードを</u>他人に貸与、<u>預託、譲渡又は担保に提供</u>するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。<u>また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。</u></p> <p>5. <u>法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いは法人会員が引受けるものと</u></p>

<p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p>	<p>します。<u>但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。</u></p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p><u>8. 法人会員及びカード使用者は、当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービスを利用できます。なお、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できることを予めご承認いただきます。</u></p>
<p>第6条 (暗証番号)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、法人会員はそのために生ずる一切の債務について支払の責を負うものとします。</u></p>	<p>第6条 (暗証番号)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>法人会員又はカード使用者が、法人会員又はカード使用者本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、法人会員の負担とします。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。</u></p>
<p>第7条 (カード利用可能枠)</p> <p>1. <u>カード利用可能枠は法人会員がカード使用者を届け出す際に所定の方法で申し出た範囲内において、当社が審査し決定した額を限度とし、第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービスごとに利用可能枠を設定いたします。カード使用者は、未決済ご利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲で利用できます。なお、ショッピングサービスのご利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、年会費、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>カード利用可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増額又は減額できるものとします。</u></p> <p>4. (略)</p>	<p>第7条 (カード利用可能枠)</p> <p>1. <u>当社は、当社所定の方法により、カード総利用可能枠を設定のうえ法人会員に通知します。また、個々のカード利用可能枠は法人会員がカード使用者を届け出す際に所定の方法で申し出た範囲内とし、第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービスごとに利用可能枠を設定いたします。但し、個々のカード利用可能枠の合計はカード総利用可能枠の範囲内とします。</u> カード使用者は、未決済ご利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードをご利用<u>することが</u>できます。なお、ショッピングサービスのご利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、年会費、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止ができるものとします。</u></p> <p>4. (略)</p>

第8条（代金決済）

1. 第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）のご利用代金は、原則として毎月10日に締め切り、翌月5日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に法人会員が指定した金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります。但し、あらかじめ当社の同意を得た場合は、別に支払方法を定め、その支払方法をもって前記に代えることができます。

2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として1.63%（税込）を加算したレートを適用するものとします。

3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払い金額を、お支払い月の前月末頃、普通郵便で管理責任者又はカード使用者があらかじめ届け出た送り先にご利用内容明細書として通知します。ご利用内容明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち2週間以内に確認していただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用内容明細書に記載の売上や残高の内容についてご了承いただいたものとみなします。

4. （略）

5. お支払預金口座の預金残高不足により、第1項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日

第8条（代金決済）

1. 第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）のご利用代金は、原則として毎月10日（以下「締切日」と称します。）に締め切り、翌月5日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に法人会員が予め指定した金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります。但し、予め当社の同意を得た場合は、別に支払方法を定め、その支払方法をもって前記に代えることができます。なお利用代金は、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。

2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。

3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及び利用内容を、予め法人会員及び当社が合意した方法により、お支払月の前月末頃までに、管理責任者又はカード使用者に通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内に確認していただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。

4. （略）

5. お支払預金口座の預金残高不足により、第1項及び第2項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降

<p>において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。</p>	<p>の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。</p>
<p>第 10 条（費用の負担） 法人会員のご都合による第 8 条第 1 項以外のお支払い方法により発生した入金費用及び当社と法人会員又はカード使用者の間で締結する債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会后といえども法人会員又はカード使用者（但し、第 3 条第 2 項に基づき連帯債務を負う範囲に限ります。）が負担するものとします。</p>	<p>第 10 条（費用の負担） 法人会員のご都合による第 8 条第 1 項以外のお支払い方法により発生した入金費用及び、当社と法人会員又はカード使用者の間で締結する債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会后といえども法人会員又はカード使用者（但し、第 3 条第 2 項に基づき連帯債務を負う範囲に限ります。）が負担するものとします。<u>なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</u></p>
<p>第 11 条（退会及びカードの使用取消と返却）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 法人会員及びカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、又はカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、カードの使用停止、法人会員の資格取消、特定のカード利用単位の廃止、又は特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p>（イ）～（ニ） （略）</p> <p>（ホ）第 22 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。</p> <p>（ヘ）～（チ） （略）</p> <p>（リ）第 18 条の 2 第 1 項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。</p> <p>（ル）第 18 条の 2 第 2 項に記載する行為を行った場合。</p> <p>（レ）第 18 条の 2 第 3 項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。</p>	<p>第 11 条（退会及びカードの使用取消と返却）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、又はカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、カード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格取消、特定のカード利用単位の廃止、又は特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p>（イ）～（ニ） （略）</p> <p>（ホ）第 22 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、又は第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。</p> <p>（ヘ）～（チ） （略）</p> <p>（リ）法人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。</p> <p>（ル）第 18 条の 2 第 1 項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。</p> <p>（レ）第 18 条の 2 第 2 項に記載する行為を行った場合。</p> <p>（リ）第 18 条の 2 第 3 項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。</p> <p><u>（ワ）カード使用者が日本国内に連絡先を有さなくな</u></p>

<p>3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。</p> <p>(イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き会員規約の効力が維持されるものとします。</p> <p>(ロ) 法人会員及びカード使用者は<u>会員番号等を登録した加盟店に対してすみやかに決済方法の変更手続きを行うものとし、当該加盟店より通信料などの継続的売上が発生した場合はこれをお支払いいただきます。</u></p> <p>4. 法人会員は、第 1、2 項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、<u>ただちに</u>当社の指示する方法に従い当社に返却するものとします。</p> <p>5. (略)</p>	<p><u>り、当社からカード使用者への連絡が困難と判断した場合。</u></p> <p><u>(カ) カード使用者が死亡した場合。</u></p> <p>3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。</p> <p>(イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持される<u>こと</u>。</p> <p>(ロ) <u>第 22 条第 5 項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、法人会員又はカード使用者はカード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及びこの変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。</u></p> <p><u>(ハ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。</u></p> <p>4. 法人会員は、第 1 項又は第 2 項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、<u>直</u>ちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとします。</p> <p>5. (略)</p>
<p>第 14 条 (遅延損害金)</p> <p>本規約に定められた支払期日にお支払い資金が不足しご利用代金の全額をお支払いいただけない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から<u>支払日</u>に至るまで、又本規約に基づく債務において期限の利益を喪失した場合は、支払債務の元金残全額に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービスは<u>年利率</u> 14.6%、第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは<u>年利率</u> 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。この場合の計算方法は、日割計算とします。</p>	<p>第 14 条 (遅延損害金)</p> <p><u>約定支払日に支払債務の履行がない場合は、</u>お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から<u>完済</u>に至るまで、又本規約に基づく債務において期限の利益を喪失した場合は、支払債務の元金残全額に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービスは年 14.6%、<u>第 29 条第 1 項に定める</u>キャッシングサービスは年 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。この場合の計算方法は、<u>年 365 日 (うるう年は年 366 日) の</u>日割計算とします。</p>
<p>第 15 条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)</p> <p>1. 万一カード使用者がカードを盗難、詐取もしくは横領 (以下「盗難」と総称します。) され、又は紛失した場合は、速やかに当社あて電話等により届け出の</p>	<p>第 15 条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)</p> <p>1. 万一<u>法人会員又は</u>カード使用者がカードを盗難、詐取もしくは横領<u>もしくはカード情報を不正取得</u> (以下「盗難」と総称します。) され、又は紛失した場合、</p>

<p>うえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 前項により法人会員及び当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額てん補します。</p> <p>(イ) ~ (ニ) (略)</p> <p>(ホ) 当社が法人会員又はカード使用者のいずれかより盗難・紛失の通知を受理した日から 61 日以前に生じた不正使用の場合。</p> <p>(ヘ) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。</p> <p>(ト) <u>本規約に違反している状況において盗難・紛失が生じた場合。</u></p> <p>(チ) 法人会員又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合。</p> <p>(リ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、当社に責がある場合は除きます。</p> <p>4. (略)</p>	<p><u>法人会員、管理責任者及びカード使用者には、速やかに当社あて電話等により届け出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. 前項により法人会員及び当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額てん補します。</p> <p>(イ) ~ (ニ) (略)</p> <p>(ホ) 当社が法人会員、<u>管理責任者</u>又はカード使用者のいずれかより盗難・紛失の通知を受理した日から 61 日以前に生じた不正使用の場合。</p> <p>(ヘ) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。</p> <p>(ト) 本規約の<u>いずれかに違反した</u>場合。</p> <p>(チ) 法人会員、<u>管理責任者</u>又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合。</p> <p>(リ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、<u>第 6 条第 3 項但し書きに該当する場合を除きます。</u></p> <p><u>(ヌ) 第 1 項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出 (以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。) において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。</u></p> <p>4. (略)</p>
<p>第 16 条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 法人会員が当社に届け出た会社・団体名、代表者、所在地、カード利用単位名称、管理責任者、支払指定日、連絡担当者、電話番号、カード使用者の氏名・住所、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項 (実質的支配者、事業内容及び第 18 条第 2 項に基づく PEP s 関係者の該当性当を含みます。) 等に変更があった場合、又は、カード利用単位もしくはカード使用者を追加する場合は、ただちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。</p>	<p>第 16 条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 法人会員が当社に届け出た会社・団体名、代表者、所在地、カード利用単位名称、管理責任者、支払指定日、連絡担当者、<u>支払方法、お支払預金口座、</u>カード使用者の氏名・住所、電話番号、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項 (実質的支配者、事業内容及び第 18 条第 2 項に基づく PEP s 関係者の該当性当を含みます。) 等に変更があった場合、又は、カード利用単位もしくはカード使用者を追加する場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。</p>

<p>2. <u>前項の変更手続きがないために当社から送付する通知書、書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 当社は、法人会員と当社との各種取引において、法人会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新のお届け又は収集内容に変更できるものとします。</p>	<p>2. <u>当社が法人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 当社は、法人会員と当社との各種取引において、法人会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更できるものとします。</p>
<p>第 18 条 (その他承諾事項)</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承諾するものとします。</p> <p>(イ) <u>当社がカードに関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を第三者に委託すること。</u></p> <p>(ロ) 当社がカード使用者にお貸ししたカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>(ハ) 当社が法人会員及びカード使用者に対して貸付の契約にかかる勧誘を行なうこと。</p> <p>2. 法人会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者（以下総称して「PEPs 関係者」という）に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断し</p>	<p>第 18 条 (その他承諾事項)</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承認するものとします。</p> <p>(イ) 当社がカード使用者に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、<u>又はカード情報を不正取得された</u>場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>(ロ) 当社が法人会員及びカード使用者に対して貸付の契約にかかる勧誘を行なうこと。</p> <p>(ハ) <u>当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</u></p> <p><u>(ニ) (ハ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</u></p> <p>2. 法人会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者（以下総称して「PEPs 関係者」と称します。）に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判</p>

<p>た場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は法人会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>	<p>断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は法人会員に対する通知を行うことなく、<u>第29条第1項に定める</u>キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>
<p>第18条の2（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 法人会員は、法人会員及びカード使用者が現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。しないことを確約するものとします。なお、当社は法人会員又はカード使用者が次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>(イ)～(リ) (略)</p> <p>(ヌ) その他これらに準じる者</p> <p>(以下総称して「暴力団員等」という)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 当社は、法人会員又はカード使用者が暴力団員等、前項に定める確約事項への違反又は、次の各号に該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>(イ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>(ロ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。</p>	<p>第18条の2（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 法人会員は、法人会員及びカード使用者が現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。しないことを確約するものとします。なお、当社は法人会員又はカード使用者が次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>(イ)～(リ) (略)</p> <p>(ヌ) <u>テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者</u></p> <p>(ル) その他これらに準じる者</p> <p>(以下総称して「暴力団員等」という)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 当社は、法人会員又はカード使用者が暴力団員等、前項に定める確約事項への違反又は、次の各号に該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>(イ) <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(ロ) <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(ハ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当</p>

	<p>に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>(三) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(ホ) 法人会員の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p>
<p>第 21 条（規約の改定並びに承認）</p> <p><u>本規約が改定され、当社より法人会員及びカード使用者へその内容の通知をし、又は新会員規約を送付したのちにカード使用者がカードを利用したときは、法人会員及びカード使用者は規約の改定を承認したものとみなします。</u></p>	<p>第 21 条（規約の改定並びに承認）</p> <p><u>当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、変更内容の通知、又は変更後の本規約の送付その他当社所定の方法により法人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後 1 ヶ月の経過をもって、法人会員及びカード使用者は内容を承認したものとみなします。</u></p>
<p>第 22 条（カード利用方法）</p> <p>1. カード使用者は次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入並びにサービスの提供（以下「ショッピングサービス」と称します。）を受けることができます。<u>但し、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、カードの提示、売上票等などへの署名にかえて、暗証番号を入力するなど当社が指定する方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。</u></p> <p>（イ）当社と契約した加盟店。</p> <p>（ロ）当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。</p> <p>（ハ）国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。</p> <p>2. カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、前項のカードの提示、売上票等への署名等の手続きを省略し、<u>又はカード番号等カード上に記された情報の入力のみを行う方法によりショッピングサービスを受けることができるものとします。</u></p> <p>3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはい</p>	<p>第 22 条（カード利用方法）</p> <p>1. カード使用者は次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入並びにサービスの提供（以下「ショッピングサービス」と称します。）を受けることができます。</p> <p>（イ）当社と契約した加盟店。</p> <p>（ロ）当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。</p> <p>（ハ）国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。</p> <p>2. カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、前項のカードの提示、売上票等への署名等の手続きを省略すること、<u>もしくは売上票等への署名に代えて、暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等</u>によりショッピングサービスを受けることができるものとします。</p> <p>3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはい</p>

<p>たしません。</p> <p>4. カード使用者は、換金を目的とするショッピングサービスの利用はできません。</p>	<p>たしません。 <u>なお、ショッピングサービスが取消された場合等における取消処理についても、第8条第2項の規定が準用されます。第8条第2項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。</u></p> <p>4. カード使用者は、換金 <u>又は違法な取引</u> を目的とするショッピングサービスの利用はできません。 <u>また、流通する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。</u></p> <p>5. <u>法人会員及びカード使用者は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス（以下「継続的サービス」と称します。）を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払いにカードを利用する場合、法人会員又はカード使用者がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任はカード使用者の負担となることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。法人会員及びカード使用者は、加盟店に登録したカード情報に変更があった場合又は退会もしくは会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの事由が生じた場合は、当社が法人会員又はカード使用者に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることをカード使用者は予め承認するものとします。</u></p>
<p>第23条（加盟店への連絡等）</p> <p>カード使用者のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、又同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、カード使用者はこれを<u>了承</u>するものとします。</p> <p>1. <u>加盟店からの照会に対して当社が必要と認めた事項について回答すること。</u></p> <p>2. <u>カードの提示者がカード使用者本人であることを確認する場合があること。</u></p> <p>3. <u>カード使用者のカード使用が本規約に違反する場合、違反するおそれのある場合、その他不審な場合などには、カードの使用をお断りする場合があるこ</u></p>	<p>第23条（加盟店への連絡等）</p> <p>カード使用者のカード利用にあたっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、又同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、カード使用者はこれを<u>予め承認</u>するものとします。</p> <p><u>(イ) 加盟店からの照会に対して当社が必要と認めた事項について回答すること。</u></p> <p><u>(ロ) カードの提示者がカード使用者本人であることを確認する場合があること。</u></p> <p><u>(ハ) カード使用者のカード使用が本規約に違反する場合、違反するおそれのある場合、その他不審な場合などには、カードの使用をお断りする場合がある</u></p>

<p>と。</p> <p>4. 前号の場合、カード使用者へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合があること。</p> <p>5. 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。</p> <p>6. <u>通信料金等、カード使用者が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報等を加盟店に通知することがあること。</u></p>	<p>こと。</p> <p><u>(ニ)</u> 前号の場合、カード使用者へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合があること。</p> <p><u>(ホ)</u> 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。</p>
<p>第 24 条（債権譲渡）</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は<u>カードの利用又は当社のかかわる通信販売等により生じた加盟店の法人会員及びカード使用者に対する債権の任意の時期並びに方法での譲渡について、次のいずれの場合についてもあらかじめ承認するもの</u>とします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員及びカード使用者に対する個別の通知又は<u>承認の請求を省略するもの</u>とします。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店においてカード使用者が<u>カードを提示してご署名いただいた売上票等の合計金額</u>とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は<u>送料等を加算した金額を合計金額</u>とします。</p>	<p>第 24 条（債権譲渡）</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、<u>加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するもの</u>とします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員及びカード使用者に対する個別の通知又は<u>承諾の請求を省略するもの</u>とします。</p> <p>(イ)～(ハ) (省略)</p> <p>2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店においてカード使用者が<u>ご利用になったショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額</u>とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は<u>当該商品又はサービスの表示価格と送料等の合計金額</u>とします。</p>
<p>第 25 条（支払い区分）</p> <p>カード使用者による<u>商品・サービスの購入代金、及び通信販売の利用代金</u>の支払い区分については、原則一回払いとなります。</p>	<p>第 25 条（支払い区分）</p> <p>カード使用者の<u>ショッピングサービス</u>の支払区分は、原則一回払いとなります。</p>
<p>第 26 条（商品の所有権）</p> <p>商品の所有権は、<u>カードによる商品の購入又は通信販売の利用により生じた加盟店の法人会員及びカード使用者に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを認めるもの</u>とします。</p>	<p>第 26 条（商品の所有権）</p> <p>商品の所有権は、<u>ショッピングサービス</u>の利用により生じた加盟店の法人会員及びカード使用者に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを<u>法人会員は認めるもの</u>とします。</p>
<p>第 30 条（キャッシングサービスの支払方法等）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 法人会員は、当社所定の利率をもって計算された利</p>	<p>第 30 条（キャッシングサービスの支払方法等）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 法人会員は、当社所定の利率をもって計算された利</p>

<p>息を支払うものとし、利息はご利用日の翌日から約定支払日までの日割計算とします。なお、利率はカード送付時に通知します。</p> <p>3.～4. (略)</p>	<p>息を支払うものとし、利息はご利用日の翌日から約定支払日までの<u>年 365 日 (うるう年は年 366 日)</u>の日割計算とします。なお、利率はカード送付時に通知します。</p> <p>3.～4. (略)</p>
<p>第 32 条 (ご利用・ご返済にかかる書面)</p> <p>1. 当社は、貸金業法第 17 条及び同法第 18 条に基づき交付する書面 (電磁的方法による場合を含みます。)を、キャッシングサービスのご利用・ご返済の都度交付するか、又は、<u>毎月一括記載により交付するかを任意に選択できるものとし</u>ます。</p> <p>2. <u>前項の一括記載交付に同意されない場合、当社は、キャッシングサービスのご利用を制限又は中止することがあります。</u></p> <p>3. <u>第 1 項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。</u></p>	<p>第 32 条 (ご利用・ご返済にかかる書面)</p> <p>1. 当社は、貸金業法第 17 条及び同法第 18 条に基づき交付する書面 (電磁的方法による場合を含みます。)を、キャッシングサービスのご利用 <u>又はご返済の都度交付するものとし</u>ます。但し、<u>当社が、当該書面に代えて毎月一括記載する方法により書面を交付することについて法人会員から承諾を得た場合には、毎月一括記載により交付することができるものとし</u>ます。</p> <p>2. <u>前項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。</u></p>

■ちば興銀UC立替払加盟店利用特約

<p>第 1 条 (本特約の主旨)</p> <p>1. 本特約は、ちば興銀カードサービス株式会社 (以下「当社」と称します。) 又は会員規約第 22 条第 1 項 (ロ) (ハ) のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合、当該加盟店 (以下「立替払加盟店」と称します。) におけるサービス利用料、ショッピング利用代金等のカードでの決済についての特約を定めたものです。</p> <p>2. <u>立替払加盟店において、会員はカードを提示することにより、又は通信販売等の方法により、物品の購入並びにサービスの提供を受けることが出来るものとし</u>ます。</p> <p>3. <u>前項の場合、当社は会員の委託に基づき、会員に代</u></p>	<p>第 1 条 (本特約の主旨)</p> <p>1. 本特約は、ちば興銀カードサービス株式会社 (以下「当社」と称します。) 又は<u>ちば興銀 UC コーポレート会員規約・カード使用者規約 (会社主債務用) (以下「<u>会員規約</u>」)</u>と称します。) 第 22 条第 1 項 (ロ) (ハ) のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合、<u>当該加盟店 (以下「立替払加盟店」と称します。) における<u>ショッピングサービス</u>についての特約を定めたものです。</u></p> <p>2. <u>立替払加盟店において、<u>カード使用者がショッピングサービスを利用した場合、当社は法人会員の委託に基づき、法人会員に代ってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、法人会員は予め異議なくこれを承認し</u>ます。</u></p>
---	--

<p>ってサービス利用料、ショッピング利用料金等の立替払いをするものとし、会員はこれを承諾します。</p> <p>第2条（本特約の適用範囲）</p> <p>1. 第1条に基づくサービス利用料、ショッピング利用料金等の立替払いにおいては、当社の定める会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の<u>承認</u>に関する条項は適用されないものとします。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については<u>すべて</u>会員規約が適用されるものとします。</p> <p>第3条（求償金債権、債務） （略）</p>	<p>第2条（本特約の適用範囲）</p> <p>1. 第1条に基づくサービス利用料、ショッピング利用料金等の立替払いにおいては、当社の定める会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の<u>承諾</u>に関する条項は適用されないものとします。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。</p> <p>第3条（求償金債権、債務） （略）</p>
---	---

■《個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項》

改定前	改定後
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</p> <p>(1) カード使用者は、今回のお申込みを含む別記のクレジットカード会社（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の申込書にカード使用者が記載したカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、職業、勤務先、及び申込書以外でカード使用者が当社に届出した事項</p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報</p> <p>③各取引においてカード使用者からの問合せにより当社が知り得た情報（通話情報を含む）</p> <p>④官報や電話帳等一般に公開されている情報</p> <p>(2) （略）</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</p> <p>(1) カード使用者は、今回のお申込みを含む別記のクレジットカード会社（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・<u>保有</u>・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の申込<u>時もしくは各取引において</u>、カード使用者<u>又は管理責任者が申込書に</u>記載し、<u>もしくはは当社所定の方法により届出た</u>カード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、職業、勤務先<u>等</u>の事項</p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報</p> <p>③カード使用者<u>又は管理責任者の来店、問い合わせ等</u>により当社が知り得た情報（<u>映像</u>・通話情報を含む）</p> <p>④官報や電話帳等一般に公開されている情報</p> <p>(2) （略）</p>
<p>第3条（本同意条項に不同意の場合）</p> <p>当社はカード使用者が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込み<u>に対する承諾をしない</u>ことがあります。</p>	<p>第3条（本同意条項に不同意の場合）</p> <p>当社はカード使用者が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みを<u>お断りしたり、各取引を終了させる</u>ことがあります。</p>

以上